破産手続廃止

平成２１年（フ）第３７４号
千葉県八街市文違301番地3683、商業登記簿上の本店所在地千葉県四街道市大日194番地の７
破産者　株式会社菅沼組
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３７５号
千葉県八街市文違301番地3683
破産者　菅沼　信弥
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６６６号
千葉市若葉区都賀１丁目７番４号プレシオス302号
破産者　有限会社ＴＳＣ
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６６７号
千葉市若葉区都賀１丁目７番４号プレシオス302号
破産者　立部　直樹
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第３６９３号
東京都三鷹市下連雀３丁目33―17―501
破産者　篠田　　亮
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第９４２５号
東京都北区中十条３丁目21番３号
破産者　株式会社三洋
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０２５５号
東京都三鷹市中原４丁目36―29
破産者　淺田　祐至
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９３号
東京都中央区築地７丁目14―10　円地方
破産者　和栗　正孝（旧姓根本）
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３８号
神奈川県横浜市西区元久保町５番８―201号
破産者　日本ヒューマンブライト株式会社
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３９号
神奈川県横浜市西区元久保町５－８―201
破産者　古旗　正一
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２８５４号
東京都中央区築地５丁目２番１号
破産者　有限会社萬忠水産
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２９７０号
東京都板橋区蓮根１丁目11番14―106号
破産者　株式会社アクセス・プロ
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３０５８号
東京都中野区江古田１丁目14―７―202
破産者　神保　久志
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１８６号
東京都新宿区信濃町３番地１
破産者　株式会社エイ・ジィス
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４１９号
東京都千代田区平河町１丁目３番２号
破産者　株式会社ネンコー社
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３５９０号
東京都江東区亀戸４丁目44番１―504号
破産者　株式会社テイクオン
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３５９１号
東京都江東区亀戸４丁目41―12―501、開始決定時の住所東京都江東区亀戸４丁目44―１―504
破産者　武田　英昭
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７６７号
茨城県古河市谷貝628
破産者　鈴木　昌明
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３９２１号
東京都文京区本郷３―38―14　ＮＥＯＳビル５Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都文京区本郷３丁目38番１号　本郷イシワタビル６階
破産者　株式会社ポストゲノム研究所
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３９７６号
埼玉県所沢市けやき台１―50―４、住民票上の住所東京都西東京市北町４丁目６－４
破産者　鈴木　勝一
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７１６号
千葉県松戸市幸田２丁目77番地
破産者　有限会社長岳工業
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６７０１号
東京都千代田区永田町２―17―３　ジェイパーク永田町602
破産者　株式会社ジィー
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十二年五種郵便物認可